

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和7年3月末まで有効)			

警務第6号  
令和5年4月3日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

### 青森県警察障害者活躍推進計画について（一部改正）

見出しについて、「青森県警察障害者活躍推進計画の策定について」（令和2年3月31日付け青警本務第447号）により、「青森県警察障害者活躍推進計画」（以下「活躍推進計画」という。）を策定し、本県警察で働く障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を推進しているところであるが、下記のとおり活躍推進計画を一部改正することとしたので、引き続き、その障害の種類、程度及び特性に応じてその能力を有効に発揮できるよう、各種取組を推進されたい。

記

#### 1 理由

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）の一部改正に伴い、令和6年4月1日以降の国及び地方公共団体の障害者雇用率が改められ、国及び地方公共団体にあっては2.6%から3.0%に改正された。ただし、経過措置として令和8年6月30日までは2.8%となっている。

#### 2 改正内容

計画期間中の採用に関する目標である法定雇用率について、旧法定雇用率「2.6%」から改正後の法定雇用率「3.0%」に目標を改正した。

担当 警務課人事・採用係

# 青森県警察

# 障害者活躍推進計画

令和2年3月 策定  
令和5年4月 一部改正

青森県警察

## 目 次

1 青森県警察障害者活躍推進計画の策定にあたって	1
○ はじめに	
○ 現状と課題	
障害者の雇用状況	
障害者の採用試験の状況	
○ 計画期間	2
○ 目標	
○ 計画・取組結果の検討・公表	
2 取組の内容	3
○ 推進体制の整備	
サポート人材の育成	4
○ 職務の選定・創出、人事管理	
○ 環境整備	
施設整備	
職務環境	
障害理解の促進	
○ 採用	5
採用試験・任用	
募集・採用	
○ 障害者就労施設等からの物品等の調達	

## 1 青森県警察障害者活躍推進計画の策定にあたって

### はじめに

障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に則して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。

また、青森県においては、「第3次青森県障害者計画」が策定されており、「全ての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合うなかで、その人らしく自立して安心した生活を送ることができる共生社会の実現」を基本理念として、障害者に関する各種施策を推進することとされています。

これらを踏まえ、このたび、青森県警察では「青森県警察障害者活躍推進計画」を策定しました。障害者の活躍とは「障害者の特性や個性に応じて能力を有効に發揮できること」であり、本計画のもと、障害者である職員を含む全ての職員が活躍できる働きやすい職場環境づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

### 現状と課題

#### 障害者の雇用状況

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するよう努めなければならないとされ、障害者雇用の場の確保に向けて、民間企業よりも高い法定雇用率が設定されています。

令和元年6月1日現在、青森県警察における障害者の実雇用率は1.92%<sup>\*</sup>であり、法定雇用率2.5%を達成しておらず、法定雇用率を達成することが喫緊の課題となっております。

\* 実雇用率及び法定雇用率の算定には警察官は含まれず、警察官以外の職員（一般職員）が算定の対象となります。

#### 障害者の採用試験の状況

令和元年度の障害者を対象とした青森県職員採用選考試験については、警察事務の採用予定人員を2人程度としていたところ、受験者数が1人、合格者が1人でした。

この結果を踏まえ、受験者の掘り起こしが課題となっております。

## 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。

## 目標

### 採用に関する目標

現状と課題を踏まえ、採用に関する目標を

6月1日現在の実雇用率を令和6年度までに法定雇用率<sup>\*</sup>以上  
と設定します。

法定雇用率	令和5年4月現在	2. 6%	(実雇用人員10人以上)	※ 1
	令和6年4月から	3. 0%	(実雇用人員11人以上)	※ 1
	(経過措置により段階的に引上げ)			
	令和6年4月から	2. 8%	(実雇用人員10人以上)	※ 1
	令和8年7月から	3. 0%		

※ 1 実雇用人員の算定基礎となる職員数は、令和4年6月1日現在の391  
人で計算し、1人未満の端数は切り捨て

### 定着に関する目標

定着に関する目標を、在職中の疾病・事故等による障害も含め、警察官も対象として、

障害を理由とする不本意な離職を極力生じさせないこと  
と設定します。

## 計画・取組結果の公表

本計画及び取組状況は、青森県警察ホームページへの掲載により一般に公表します。

職員に対しては、部内向けホームページに掲載し、全ての職員への周知を図ります。

## 2 取組の内容

### 推進体制の整備

#### 組織体制

障害者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくためには、推進体制をしっかりと整備し、取組の推進・見直しについてPDCAサイクルを確立する必要があります。

また、障害者である職員や職場の管理監督者等が相談できる体制を整えるとともに、全ての職員が障害への理解を深めていくことが重要です。

青森県警察では、以下の体制により障害者雇用に関する取組を推進します。

障害者活躍推進者	警務部長（障害者雇用推進者）
障害者活躍副推進者	警務課長
障害者活躍推進チーム	警察本部内において、各部の重要事項についての企画及び調査に参画し、調整に係る事務に従事する職員で構成
障害者職業生活相談員	人事を担当する課長補佐級の職員

#### ○ 障害者活躍推進者（障害者雇用推進者）

障害者の雇用の促進及び継続を図るため、施設又は設備の設置若しくは整備その他の諸条件の整備を図るための業務や、対象障害者の採用に関する計画の作成、当該計画の円滑な実施を図るための業務等を担います。

#### ○ 障害者活躍副推進者

障害者活躍推進者を補佐します。

障害者活躍推進者が不在のときはその職務を代理することができます。

#### ○ 障害者活躍推進チーム

障害者である職員が働きやすい職場づくりや障害者が能力や適性を発揮できるような職務の選定・創出等の検討及び毎年度、取組状況の把握・検証を行います。

#### ○ 障害者職業生活相談員

障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行います。

## サポート人材の育成

障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、青森労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるなど、能力の強化を図ります。

## 職務の選定・創出、人事管理

現に勤務する障害者や、今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、組織内アンケート等を活用し、職務の選定及び創出を不断に実施します。

障害者である職員との定期的な面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて改善を行います。また、採用後に障害者となった職員についても同様に、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮を定期的かつ着実に行うなど、障害者である職員がその障害を理由とした不本意な離職をしないよう配慮に努めます。

## 環境整備

### 施設整備

障害者である職員が安心して働く環境を整え、能力・意欲を最大限発揮していくため、障害特性に配慮し、多目的トイレ、スロープ、エレベーター等の施設を順次整備するよう努めます。

### 職務環境

障害者である職員はもとより、全職員が時差出勤や勤務時間の割振変更の活用や年次休暇の取得促進によって多様で柔軟な働き方を推進することにより、ワークライフバランスの実現を図ります。

### 障害理解の促進

全職員に対する意識啓発として、障害者への対応や障害理解に関する内容を盛り込んだ啓発資料を配付し、障害理解の促進を図ります。

## 募集・採用

### 採用試験・任用

引き続き、障害者を対象とした採用試験を実施します。また、非常勤職員の募集の際には、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害の特性に配慮した職務の選定や選考方法の工夫に努めます。

職員の採用試験の実施に当たっては、障害者を対象とした採用試験及び一般的の採用試験の別を問わず、障害を有する受験者からの配意について申し出があった場合は、手話通訳や点字その他必要な合理的配慮に努めます。

なお、採用内定者に対しては、プレ雇用<sup>\*</sup>の実施に努めます。

#### ※プレ雇用

常勤職員の採用内定者について、採用後に円滑に業務が開始できるようにするため、本人の希望に応じて、常勤職員の採用前に非常勤職員として、短期間勤務できるものです。

### 募集・採用

通常の募集・採用に加え、障害者団体などを通じた広報活動を強化し、採用試験の実施について周知するなど、受験者の掘り起こしを図ります。

なお、採用活動においては、以下のような不適切な取扱いはしません。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

## 障害者就労施設等からの物品等の調達

「青森県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」にのっとり、障害者の雇用に努める県内の企業及び障害福祉サービス事業者等の受注機会の拡大を図ります。